

(2005年3月23日「追加意見の提出」 生野 糧作)

1．知財信託について

- 株式会社やTLOにとどまらず、組合や財団法人なども、信託業の担い手として認めるべきである。
- 加盟企業からは、商標の管理を組合でまかされているケースもあり、特許についてもニーズがある。そういう意味で、組合にも管理信託機能を認めてもらいたい。

2．先行技術調査について

- 現状では出願前に先行技術調査を行わずに出願している。これは出願前企業にとっても特許庁にとっても良くないことである。一定の要件が掛けられてもいいが、今ある先行技術調査支援事業を審査請求前から出願前までに拡大していただければ、無駄な出願を抑制できる。

3．知財保険について

- 米国で、リナックス等を利用している企業向けに、訴訟費用等をカバーする保険商品が出たことが話題になったところである。
- 中小・ベンチャー企業が大企業から特許権侵害で警告を受けたり訴訟を提起されたりするリスクをヘッジするため、ロイヤルティ共済や保険商品が必要であり、保険業界への働きかけを行うべきである。中小・ベンチャー企業の現状を踏まえ、大所高所に立った検討が必要。

4．弁理士情報の開示について

- 弁理士情報の開示は重要。特に、中小企業が特許出願する場合には、優秀な弁理士を探し出すことが重要にもかかわらず弁理士の専門分野に関する情報が少ない。ソフトウェア専門弁理士、ナノ技術専門弁理士といったように専門分野を名乗らせるなどが必要。